

前橋市学校給食東部共同調理場調理配送等業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

この実施要領は、前橋市学校給食東部共同調理場調理配送等業務委託に係る公募型プロポーザルの実施に関して必要な事項を定め、下記のとおり民間事業者を募集するものです。

1 施設の概要

- | | |
|-----------------|--|
| (1) 施設名称 | 前橋市学校給食東部共同調理場（以下「東部共同調理場」という。） |
| (2) 施設所在地 | 群馬県前橋市荒子町1439番地1 |
| (3) 施設 | ア 構造：鉄骨造 2階建て
イ 敷地面積：4,889 m ²
ウ 延床面積：1,782 m ²
エ ドライシステム
オ 平成6年4月稼働
カ 調理能力：5,600食
キ 施設平面図：資料1 |
| (4) 給食配送校数（予定数） | 小学校10校 中学校3校 特別支援学校1校 合計14校 |
| (5) 調理食数（予定数） | 約4,800食 |
| (6) 給食実施日数 | 年間200日程度 |

2 業務内容

東部共同調理場の調理及び配送等業務とします。業務については、調理業務と配送業務を分離することなく、2つの業務を一括して発注いたします。具体的な内容は、前橋市学校給食東部共同調理場調理配送等業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）を参照してください。

- (1) 調理業務
- (2) 配缶及び給食配送車への積込業務
- (3) 食缶、調理用具等の洗浄・消毒・保管業務及び点検
- (4) 食器、給食配送及び回収業務
- (5) 残さい及び厨芥等の処理業務
- (6) 調理施設、設備の清掃及び点検
- (7) ボイラー等の日常運転及び点検
- (8) 有価物（ダンボール、空き缶）の運搬業務
- (9) 東部共同調理場の館内清掃（トイレ、休憩室、会議室、食堂、廊下等）及び敷地内清掃
- (10) 給食配送車の維持管理
- (11) 上記に付帯するその他必要な業務

※本委託業務に含まれない業務は、次のとおり。

献立作成業務、食材調達業務、施設設備等保守業務、食器洗浄保管業務、給食費徴収業務

3 履行期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

4 提案上限額

提案上限額 357,600,000円（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）

提案する見積額は、上記金額を上限額とした3年間あたりの税抜き金額としてください。

なお、提案上限額を超えた提案があった場合は、提出された提案は失格となります。

また、契約方法等の詳細については、「13 契約」を参照してください。

※金額は企画提案内容の規模を示すためのものであり、契約時の予定価格を示すものではありません。

5 参加資格

本業務の実施に当たっては、地方自治法、学校給食法、食品衛生法、労働基準法、その他関係法令を遵守するとともに、学校給食衛生管理基準(文部科学省)、大量調理施設衛生管理マニュアル(厚生労働省)その他関係法規及び関連要綱等を遵守し、公平の保持、安全確保に努めることができる者としします。また、本業務のプロポーザルに参加する事業者は、次に掲げる条件を全て満たす者としします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号の規定による本市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (3) 本市の令和6・7年度の物品・役務等業務競争入札参加資格審査申請を行い、資格の認定を受けており、かつ、当該認定を受けた営業品目に「大分類：医療福祉、小分類：給食サービス業務」又は「大分類：その他、小分類：その他の業務」が含まれていること。
- (4) これまで、小学校又は中学校を対象とした学校給食業務の受託実績を3年以上有している者、又は厚生労働省作成の「大量調理施設衛生管理マニュアル」に定められた「同一メニューを1回300食以上又は1日750食以上を提供する調理施設」での調理業務の経験を5年以上有し、かつ集団給食施設での調理業務契約を現在も継続して締結していること。
- (5) 製造物責任(PL)法に基づく生産物賠償責任保険に加入していること。
- (6) 前橋市暴力団排除条例(平成23年前橋市条例第38号)に規定する暴力団員等(地方自治法施行令第167条の4第1項第3号の規定に該当する者を除く。)でないこと。
- (7) 企画提案募集に係る公告の日から受託者候補の特定の日までの期間に、前橋市物品の製造等業者指名停止措置要綱第2条又は前橋市建設工事等暴力団排除対策措置要綱第2条の規定による指名停止期間中の者ではないこと。
- (8) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者(会社更生法第199条第1項の規定による更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の規定による再生計画の認可がされている者を除く。)でないこと。
- (9) 過去3年以内に学校給食業務において食品衛生法(昭和22年法律第233号)の営業処分を受けていない者
- (10) 業務従事者の新規雇用については、地域雇用(市内に住所を有する者)を最大限配慮すること。
- (11) 受託者に決定した場合には、業務履行までの間に、本業務に係る業務代行保証契約を締結の上、契約書の写しの提出が可能である者

6 スケジュールの概要

プロポーザル公告日	令和7年7月 3日(木)
プロポーザル実施要領・仕様書の公表	令和7年7月 3日(木)
現地説明会の開催	令和7年7月22日(火)
質問受付期間	令和7年7月 3日(木) ～令和7年7月25日(金)
質問書への回答期限	令和7年8月 5日(火)
提出書類受付期間	令和7年8月 7日(木) ～令和7年8月26日(火) 必着
第一次審査(書類審査)	令和7年9月30日(火)
第一次審査結果通知の発送	令和7年10月1日(水)
第二次審査(プレゼンテーション)	令和7年10月7日(火)
第二次審査結果通知の発送	令和7年10月20日(月)
契約締結、業務開始	令和8年4月 1日(水)

7 留意事項

(1) 費用の負担

企画提案書等の作成等に関する一切の費用については、全て参加する事業者の負担とします。

(2) 提供する資料の取り扱い

本募集にあたって本市から提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。また、目的が検討の範囲内であっても、本市の了承を得ることなく第三者に市が提供する資料を使用させたり、内容を提示したりすることを禁じます。

(3) 提出された企画提案書等は返却いたしません。

8 現地説明会

本委託業務に係る現地説明会を開催します。

現地説明会では、実施要領等に関する説明会及び調理場見学会を行います。現地説明会に参加しない団体については、本共同調理場の業務に応募できませんので説明会への出席は必須とします。

(1) 日 時 令和7年7月22日（火）午後3時15分より

(2) 場 所 前橋市荒子町1439番地1 前橋市学校給食東部共同調理場

(3) 参加者 1応募者につき、2名以内とします。

(4) 申込書の提出 現地説明会の参加にあたっては、現地説明会参加申込書（様式1）を電子メールにより、令和7年7月16日（水）午後5時15分までに下記アドレス宛提出してください。

E-mail: kyouikusoumu@city.maebashi.gunma.jp

(5) 留意事項

ア 調理室等に入場する方は、最近1か月以内の検便検査結果（赤痢菌、サルモネラ菌、病原性大腸菌O-157）、白衣、帽子、マスク及び調理用短靴を用意してください。

イ 現地説明会では、原則として実施要領・仕様書は配布しませんので、応募事業者は各自ご用意ください。

ウ 応募事業者は、現地説明会当日受付で名刺を提出してください。

9 質問及び回答

応募に関しての質問及び回答は、次のとおりとします。

(1) 受付期間

令和7年7月3日（木）から令和7年7月25日（金）午後5時15分まで

(2) 質問ができる者

参加資格を有し、応募を予定する者とします。

(3) 質問の方法

（様式2）質問書により質問要旨を簡潔にまとめた文書を、電子メールにより提出してください。なお、受け付ける質問は、本業務に関するものに限りします。

E-mail: kyouikusoumu@city.maebashi.gunma.jp

(4) 質問に対する回答

回答は、応募事業者全員に対し令和7年8月5日（火）までに連絡するものとします。

なお、重要と思われる質問の回答については、本市のホームページにも掲載するものとし、これに掲載した回答は、この要項及び仕様書と一体のものとしての効力を有するものとします。

ホームページアドレス

<https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/kyoiku/kyoikuiinkaisomu/gyomu/8/puropo/45935.html>

10 企画提案書等の提出

本プロポーザルへ参加する事業者は、次のとおり企画提案書等を提出してください。

提出書類の詳細については（別記）提出書類一覧を参照してください。

(1) 提出書類

ア 公募型プロポーザル参加申請書（様式3号）

正本1部

イ 誓約書（様式４号）	正本１部
ウ 見積書（様式５号）	正本１部
エ 学校給食に関する提案（任意様式）	正本１部、副本１２部
オ 調理業務体制の提案（任意様式）	正本１部、副本１２部
カ 配送等業務体制の提案（任意様式）	正本１部、副本１２部
キ 衛生管理の提案（任意様式）	正本１部、副本１２部
ク 研修、教育の提案（任意様式）	正本１部、副本１２部
ケ 事業者の概要書（任意様式）	正本１部、副本１２部
コ 直近の決算に係る財務諸表３か年分（任意様式）	正本１部、副本１２部
サ 調理及び配送実績に関する書類（任意様式）	正本１部、副本１２部
シ 生産物賠償責任保険に関する書類	正本１部、副本１２部

(2) 提出期間

令和７年８月７日（木）から令和７年８月２６日（火）までの間

(3) 提出場所

「１５ 記載の提出先・問い合わせ先」担当者宛

(4) 提出方法

ア 持参：(2)の期間における土日を除く午前８時３０分から午後５時１５分までの間

イ 郵送：令和７年８月２６日（火）（書留郵便又は簡易書留郵便にて必着）

(5) 留意事項

ア 提案書の書式は、Ａ４判、横書き、左綴じとし、ページ番号を付けてください。

イ 見積額は、取引に係る消費税及び地方消費税の額を含まない金額としてください。

※別紙として内訳表を提出してください。（様式任意）

ウ 応募書類提出後、提出した書類の内容を変更することはできません。ただし、本市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めること、また、聞き取り調査を実施することがあります。

エ 応募書類は、理由の如何にかかわらず返却しません。なお、選定に係る公表等を行う場合に、応募書類の内容の一部を使用する場合があります。

11 審査

(1) 第一次審査（書類審査）

提案者が４者以上のときは、提出された書類に基づき第一次審査を行い、審査により上位３者を選定します。

ア 日時

令和７年９月３０日（火）予定（時間未定）

イ 審査方法

「１２ 提案の選定基準等」のとおり。

ウ 審査結果発送予定

令和７年１０月１日（水）

(2) 第二次審査（プレゼンテーション）

第一次審査で選定された応募事業者を対象に、次のとおりプレゼンテーションを実施します。

日時等の詳細については別途通知いたします。

ア 日 時 令和７年１０月７日（火）（時間未定）

イ 場 所 前橋市役所 ３階３１会議室

ウ プレゼンテーション時間

プレゼンテーションと質疑応答を含めて３０分程度とします。

〔 プレゼンテーション ２０分以内 〕

ただし、西部・南部共同調理場にも応募し、複数の提案をする事業者は、プレゼンテーションと質疑応答を含めて45分程度とします。

プレゼンテーション	30分以内
質疑応答	15分程度

エ 出席者 1者につき3名までとします。

オ 留意事項 パソコン等を使用する場合は、各自持参をお願いします。詳細については、対象者に通知します。

12 提案の選定基準等

選定委員会において、提案内容を総合的に勘案し、最も適当であると認められる内容の応募をした者を優先交渉権者として選定します。

(1) 選定委員会による審査

選定委員会により、提案書、プレゼンテーションの内容を下記の事項等を踏まえ、総合的に勘案し、最も適当であると認められる内容の応募をした者を選定します。

ア 学校給食の意義や特色を十分理解し、学校給食の調理等業務の能力を有し、意欲があるか。

イ 大量調理における衛生管理体制及び考え方が優れているか。

ウ 学校給食における研修や教育体制や考え方が優れているか。

エ 学校給食配送における非常時及び安全に配慮した体制が整えられているか。

オ 学校給食の調理業務等の豊富な実績を有しているか。

カ 安定的な経営状況となっているか。

キ 経費の節減が図られているか。

(2) 次に該当する応募は失格とします。

ア 資格要件を欠くもの。

イ 実施要領に違反したもの。

ウ 提出書類に虚偽の記載があったもの。

エ 提出書類等の提出期間を過ぎて提出したもの。

オ 複数の提案書等を提出したもの。

カ その他選定に係る不正行為があったもの。

(3) 最優秀提案者に事故ある時は、次点者を事業予定者として選定する場合があります。

13 契約

(1) 具体的な契約内容は、企画提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、前橋市と優先交渉事業者との協議により決定します。

(2) 契約金額の決定に当たっては、上記(1)で決定した仕様書に基づき、優先交渉事業者と見積合わせを実施の上決定します。

(3) 優先交渉事業者との協議が不調に終わった場合、次点者と協議する場合があります。

(4) 提案者が1者の場合でも審査を行い、最低基準を満たした場合は受託候補者とし契約を行います。ただし、最低基準に満たない等、プロポーザルが不成立の場合は再度公募します。

(5) 契約保証金 有り 別紙「契約保証金の納付について」を参照してください。

(6) この事業は、地方自治法第214条の規定による債務負担行為に基づく契約です。

14 その他

(1) 責任分担

市と委託事業者との責任分担は次の表のとおりです。

種 類	内 容	負担者	
		市	事業者
事業の中止・延期	市の指示によるもの	○	
	事業放棄・破綻等事業者の責めに帰すべき事由		○
不可抗力による中止等	大規模な災害等による事業中止等	○	
第三者賠償	第三者に損害を与えた場合		○
調理・配送事故・異物混入	事業者の責めに帰すべき事由		○
	上記以外	○	
施設、設備の補修	事業者の責めに帰すべき事由		○
	上記以外	○	
性能	要求物との仕様の不適合		○

(2) 選定委員、関係市職員との接触の禁止

応募予定者及び提案者、選定委員、関係市職員と本件提案についての接触（当然に、公募説明会、公募に関する質問等、正当な行為を除く。）を禁じます。接触の事実が認められた場合には、失格とする場合があります。

(3) 選定結果等の公表及び通知について

選定結果等については、応募者全員に通知します。また選定結果等については、公表する場合があります。

15 提出先・問い合わせ先

〒371-8601

前橋市大手町二丁目12番1号

前橋市教育委員会事務局 総務課 学校給食係 担当 田端

対応時間 午前8時30分から午後5時15分まで（土日祝日除く。）

電話番号 027-898-5809

FAX 027-243-7190

E-mail : kyouikusoumu@city.maebashi.gunma.jp

(別記)

提出書類一覧表

様式のサイズはA 4版とします。ただし、官公庁の証明等で様式サイズが異なる場合は、この限りではありません。

提出部数については、正本1部、副本12部とします。なお、副本については正本のコピーで可とします。

1 参加申請等に係る提出書類

提出書類	記載内容	提出部数	
		(正本)	(副本)
現地説明会参加申込書 (様式1)	参加者の所在地、名称、代表者名等	1	—
質問書(様式2)	質問がある場合にはこの様式を使用してください。	1	—
公募型プロポーザル参加申請書(様式3)	参加者の所在地、名称、代表者名等	1	—
誓約書(様式4)	参加者の所在地、名称、代表者名等	1	—
見積書(様式5)	消費税及び地方消費税相当額を含まない、税抜き額で提出してください。	1	—
学校給食に対する提案 (任意様式)	学校給食に対する基本的な考え方について、調理等業務や食育の推進などを含めて簡潔(提案内容が理解できるもの)に提案してください。	1	12
調理等業務体制の提案 (任意様式)	調理等業務を実施するにあたり、人員の配置や作業工程、人材の確保や定着方法について簡潔(提案内容が理解できるもの)に提案してください。	1	12
配送等業務体制の提案 (任意様式)	配送等業務を実施するにあたり、安全に配送する人員配置や作業工程、非常時における人材の確保や連絡体制について簡潔(提案内容が理解できるもの)に提案してください。	1	12
衛生管理の提案 (任意様式)	衛生管理の基本的な考え方、衛生管理体制及び検査や健康管理などについて簡潔(提案内容が理解できるもの)に提案してください。	1	12
研修、教育の提案 (任意様式)	研修、教育の基本的な考え方、人材育成体制や研修内容などについて簡潔(提案内容が理解できるもの)に提案してください。	1	12
事業者の概要書 (任意様式)	団体の沿革 (時系列で記載し、団体の事業内容も具体的に記載)	1	12
	代表者の履歴	1	12
	役員名簿 (他の法人との兼務職があるときはその旨も記載)	1	12

	団体の運営に関する資料 (経営理念、方針、経営の効率化や透明性の確保、管理体制などがわかる内容のもの)	1	1 2
決算書等 (任意様式)	直近過去 3 年間の決算書類またはこれに準ずる書類	1	1 2
調理及び配送実績に関する書類 (任意様式)	学校給食等の受託実績を有していることを証する書類 (受託開始年月及び給食数が記載されているもの)	1	1 2
生産物賠償責任保険に関する書類	製造物責任 (P L) 法に基づく生産物賠償責任保険に加入していることを証する書類	1	1 2